

令和6年第1回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年1月24日(水)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時02分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時55分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	出席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	出席
	3	中村 信明	出席	3	依田 正次	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	渡邊 明子	出席
	5	町田 一二	出席	5	小林 一夫	出席
	6	八木澤 君子	出席	6	千葉 佳織	出席
	7	江原 健治	出席	7	安野 和好	出席
	8	神田 潔	出席	8	清水 清	出席
	9	吉田 敏雄	出席	9	今泉 志江	出席
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	出席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	23名
14	山下 幸一	出席		欠席者	0名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課		
事務局	事務局長	佐々木 雅美	主幹	水野 慶之助		
	主査	塩村 孝太郎	主任	安藤 寛子		
	主事	菊地 広基				
説明員	事務局長	佐々木 雅美	主査	塩村 孝太郎		
	主任	安藤 寛子	主事	菊地 広基		
	農政課	宮内 康宏	農政課	新井 和久		
	農政課	矢野 友基				
会議次第	別添のとおり		配布資料	別添のとおり		

審議事項

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (2) 農地法第3条の許可による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員9名でございます。〇〇委員におきましては、15分程遅れるとのことですので、このまま進めさせていただきます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時02分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第1回総会を開会いたします。議事録署名委員に岡安委員、中村委員を指名いたします。
日程第1 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	
議長	日程第1 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題といたします。
議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づく意見の提出について、農業委員会の意見を求める旨の依頼が白岡市からありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、説明をさせていただきます。 今回、農用地区域からの除外につきまして、〇〇〇〇〇〇の土地改良事業施工に伴う除外申出がございました。 本日は、この1件につきまして、お諮りいたしたいと存じます。 すでにお聞き及びの方もいらっしゃるかと存じますが、〇〇県に本社を有する農業法人〇〇〇〇〇〇が、△△△に約16haの土地を取得し、土地改良事業施工後に施設園芸によるイチゴ栽培を計画しております。 イチゴを栽培する土地については農用地のままとなりますので、本日お諮りいたしますのは、土地改良法によりこの事業に係る土地の3割までを非農用地とすることができることから、約4haの土地を非農用地として物流倉庫と農業用施設を建築

する計画についてです。

皆さまには、今回の除外案件の総括表と資料を事前に配布させていただいております。本議案につきましては、こちらを基に説明いたします。

なお、配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、机の上に置いたままにしておいてくださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本件の要点について説明いたします

土地改良事業の実施に向け、今月、株式会社〇〇〇〇〇〇から土地改良事業の認可申請が提出されました。事業計画等について審査を行った結果、事業実施について適当と認められたことから、現在は土地改良事業の公告・縦覧を行っている最中でございます。今後は、異議申し立て期間を経た後、異議や問題がなければ土地改良事業が認可となる見込みでございます。

農振法第10条第4項では、土地改良事業により非農用地に設定された土地は農用地区域に含まないこととされておりますので、土地改良事業が認可となった場合は、遅滞なく除外手続きを進めなければなりません。

お配りした資料の表紙をめくっていただくと、下のほうにページ番号がふつてあります。資料の1ページをご覧ください。

今回の除外申出地は、篠津地区の約4ヘクタール、64筆にわたる土地です。除外事由や事業計画者につきましては、冒頭で御説明いたしましたので割愛させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。除外申出に関わる内容が大まかに記載されたページになります。

建築物の面積が記載されておりますが、建築物として倉庫が3棟建つ予定となります。ただし、20,770㎡ある大きな倉庫が1棟と、電池などの物資を保管する900㎡ほどの小さな倉庫が2棟という計画で、巨大な倉庫がまるまる3棟建つということではございません。

雨水などの排水については、敷地内に大きな調整池を設置し、いったん調整池に水を貯め、そこから配管を通じて少しずつ隼人堀川へ放流する計画となっております。

3ページ、4ページについては地番の一覧表ですので、説明は割愛させていただきます。

5ページをご覧ください。こちらは、事業者が作成した、この土地を選んだ理由が記載された資料です。

ページの中段辺りを御覧いただくとわかりますように、非農用地区域は大きく3つに分かれており、このうち1と2が今回の除外案件となります。

1は先ほどご説明いたしましたとおり、約3.9haの物流倉庫用地で、土地と建物は◇◇◇◇株式会社が取得する計画となります。

2は約2,000㎡の広さに、観光農園利用者のトイレや駐車場などを整備する予定となっております、土地改良事業完了後も引き続き〇〇〇〇〇〇が使用します。

3は今回除外は行いませんが、農産物直売所やいちご料理のレストランなどが設置される予定で、いちご狩りの観光農園と併せて観光客を集める施設が

計画されております。

続きまして、少し飛んで資料の11ページを御覧ください。

こちらは農地として使う部分も含めた、土地改良事業の全体計画が書かれたページとなります。「営農計画及び土地利用計画」という表を御覧ください。

表をご覧いただくとわかりますとおり、全体の面積は15.9haございます。内訳は、畑として使う面積が8.2ha、先ほどご説明した倉庫やレストランなどの非農用地が4.6ha、防災貯留池が2.8ha、道水路が0.3haとなります。

続きまして、資料の後ろについているA3の図を縦にして御覧ください。A3の紙が5枚付いておりますが、その1枚目の土地利用計画図という資料です。

場所は現在工事を行っている1期目の土地の南側で、西側にはうっすらと写っていますが水路を挟んで◎◎の住宅地が広がっています。図面中央をまっすぐ南北に走っているのが▽▽▽▽▽線で、それと交差するように斜め右上に走っているのが新幹線です。

ご覧のとおり、全体の土地利用としては新幹線より西側が非農用地、東側が農地というふうにお考えいただくとわかりやすいかと思えます。

次に、A3資料の4枚目を御覧ください。物流倉庫の建物配置検討図になります。

冒頭でご説明しました通り、建物は3棟の建築が計画されております。

1つが図で「計画建物①」となっている最も大きい建物で、主要な荷物を扱う倉庫棟となります。②と③は可燃性の電池など、発火の危険性があり通常の荷物と分けて保管する必要がある物を入れる倉庫となっております。

なお、建物配置については現在、市の建築課と協議中ですので、変更となる可能性がありますことは御承知おきください。

説明は以上です。冒頭で御説明いたしました通り、本件は法律上、土地改良事業が認可された場合、速やかに除外手続きを進めていくこととなります。

しかしながら、そこに地域住民や農業者の声が全く反映されないということではございません。

本日出た意見は、除外認可を行う我々はもちろん、転用許可権者である埼玉県庁や、事業計画者である〇〇〇〇〇〇にも共有されますので、本件について忌憚のない御意見・御質疑を頂戴いたしたいと存じます。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員

第1期工事については、国庫補助事業を申請したと思うのですが、この第2期工事も同じような事業を行うと思いますが、国庫補助の他に、県の補助、市町村の補助というような、補助事業があるのでしょうか。

局長	<p>土地改良事業そのものについては、国庫補助は使っておりません。</p> <p>国庫補助を使用するのは、〇〇〇〇〇〇がハウスを建てる時に国庫補助金を受けるということで、こちらについては、全て国から補助を受けますので、国から県を通じて市へ補助金が下りてきて、それを農業法人へ交付するという流れになります。</p>
委員	土地改良事業の仕組みについて、事業費は誰が負担するのですか。
局長	〇〇〇〇〇〇の負担となります。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては白岡市からの依頼について意見を付し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり決定いたします。
<p><u>日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u></p>	
議長	日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の3ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は197.64aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。</p> <p>農業従事者は2名で、従事日数は300日、農機具等については、トラクター、田植え機、コンバイン、草刈機、乾燥機を所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。</p> <p>このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p>
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号1の3条申請について、1月18日に現地を確認しました。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>現地案内図は1ページです。現在、申請地は野菜等が作付されており、良好な農地として使用されております。一方、譲受人の農機具等の保有状況につきましては、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機等を所有しており、所有する農地は全て耕作されております。</p> <p>つきましては、今後も引き続き耕作されるものと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑なしという声あり]</p> <p>議長 質疑なしと認めます。</p> <p>議長 お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり決定します。</p>
<p>日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について</p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>事務局 総会資料の4ページを御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、業務用車両の保管、収集物の分別場所として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の雑種地において業務用車両の保管、収集物の分別場所として利用しておりますが、そのスペースに大半を取られ、収集物運搬車両の方向転換スペースの確保等が困難となり、作業効率が極めて悪いことから、今回申請地を業務用車両の保管、収集物の分別場所として利用するため申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。</p> <p>議長 説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>今回申請の議案第3号 番号1の4条申請地について、1月19日に現地を確認を行いました。現地案内図は2ページです。</p> <p>申請地は県道〇▽〇▽線より50m位、中に入った※※団地の近くにあり、住宅地に隣接しております。また、近くには会社等も見受けられます。</p> <p>申請地は元々、山林であったと思われませんが、現況はきれいに刈り取られ、畑地となっており、特に違反等は見受けられませんでした。従いまして、申請通り許可相当とすることに特に問題等はないと判断いたしました。皆様の御審議等をよろしくお願いいたします。</p> <p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。</p>
<p>日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。</p> <p>総会資料の5ページから6ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、石油の卸販売等を営んでおりますが、事務所が狭く、今後人員増員を計画しているため、事務所の増築を計画しておりますが、事務所を増築することにより消防法で既存の敷地に保管しているタンク車両を一切停めてはいけなくなるため、新たに車両置場を設けるための駐車場が必要不可欠となったため申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。</p>

	<p>番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、家族3人で市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいが手狭となり、将来の子育て等を考慮し、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま</p> <p>番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、資材置場として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、解体業等を営んでおり、所有するコンテナや重機車両が増え、現在、やむを得ず作業現場に置いております。防犯上の管理を徹底する点から、今回資材置場を増設する必要があるため申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま</p> <p>番号4につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、家族3人で市外の賃貸住宅にて生活しており、祖母と父の介護のために申請者とその母親が介護しておりますが、介護に要する時間がかかり、また子育てもあるため、実家から近くの申請地であれば、介護もしやすくなるため自己用住宅を持ちたいと考え、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第4号番号1の現地確認の報告をいたします。申請地につきましては、周囲の状況を見渡しましても10ha以上の集団農地とは認められない場所でした。申請地の場所につきましては、国道◎●○号線、○◆○◆の交差点から北に約50m、直近の◎●○号線からは約20mの所にあります。また、○×○×○×○×○の真後ろにありまして、両側には住宅と、倉庫に挟まれた場所です。申請地は雑草等もなく、きれいに耕うんされている場所で、違</p>

	<p>反等はありませんでした。</p> <p>従いまして、この案件につきましては、転用理由、付近の状況から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして番号2の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第4号番号2の5条申請について1月19日に現地を確認いたしました。申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。周辺は宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。さらに申請地は、■■駅、▲小学校、■▽■▽病院が1,000mの範囲に存在し、市街化が著しい区域です。</p> <p>なお、転用等の理由は事務局説明のとおりです。また、申請地は現在農地として使用されており、違反等はありませんでした。</p> <p>従いまして、この案件につきましては、転用理由、付近の状況から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして番号3の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第4号番号3の5条申請について1月15日に現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局説明のとおりです。</p> <p>現地案内図5ページを御覧ください。申請地については、既存施設があり、併せて一体利用する形となります。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありませんでした。申請地の状況等からしまして、転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>続きまして番号4の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第4号番号4の5条申請について1月20日に現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局説明のとおりです。</p> <p>現地案内図6ページを御覧ください。申請地については◎◎◎駅から東に約700m、300m以内に老人ホーム、※◇歯科、△◆病院があります。申請地周辺は既に住宅が点在し、都市化が進むところでもあります。</p> <p>また、周辺農地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。当該地につきましては、現在農地として利用されており、若干草等は生えておりましたが、違反等はありませんでした。</p> <p>従いまして、この案件につきましては、転用理由、付近の状況から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第4号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第1号から第4号に係る議事を終了いたします。</p> <p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p> <p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は1件でございます。総会資料の8ページ目を御覧願います。番号1につきましては、資材置き場敷のための転用です。</p> <p>続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。総会資料の9ページを御覧願います。番号1につきましては、分譲住宅敷のための転用です。簡単ですが、説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>続きまして、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は1件でございます。総会資料の10ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、令和5年12月31日に解約があったものです。</p> <p>理由は、5条許可申請にあたり、利用権設定がされていたため、解約となったものです。簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。</p>

	御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	続きまして、協議報告事項4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項4 その他について でございますが、 農地利用最適化推進1・1・1運動報告書の提出について でございます。 埼玉県農業会議から委員の皆様様の活動状況について報告を求められております。 記載例等を参照のうえ、次回総会時までには報告書の提出をお願いします。
	続きまして、令和5年度 農地活用世話人活動実績報告について でございます。 委員の皆様にお支払いする能率給の計算のために必要となります。 令和4年度に委員の皆様が行っていただいた農地活用世話人活動について、記載例等を参照のうえ、次回総会時までには報告書の提出をお願いします。
	続きまして、農地転用等許可後の現地確認について でございます。 令和4年1月～12月までの議案とした3条、4条及び5条の案件の内、完了届未提出分について、目的通りの利用がされているかの確認をお願いいたします。 別添の議案書のコピーの各案件に、担当する委員さんの名前を入れてありますので現地確認をお願いいたします。確認結果については、依頼文書の記載例を参考に記入をお願いします。結果を記入した議案書のコピーは2月総会時に提出してください。よろしくをお願いいたします。
	続きまして、能登半島地震義援金について でございます。 全国農業会議所から、能登半島地震義援金の募集について案内がありました。 個人の送金を基本としていますが、農業委員会毎に取りまとめの上、送金も可とのこと。詳細につきましては、机の上に資料を配布させていただきましたので、御確認をお願いいたします。
	続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。
	続きまして、来月の農地パトロールについて でございます。 2月6日 江口委員・山下委員・日勝地区推進委員 2月20日 大橋委員・神田委員・篠津地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。
	続きまして、来月総会 でございます。

	<p>2月26日(月)午前9時 議事録署名委員の岡安委員、中村委員(欠席の場合は、町田委員、八木澤委員)の両委員は来月署名をお願いします。</p> <p>最後に、来年度の総会の日程について でございます。 来年度の総会の日程について、別紙の日程表のとおりとなりますので確認をお願いします。以上で、協議報告事項4その他を終わります。</p> <p>議長 能登半島地震義援金について事務局からお話がありましたが、白岡市農業委員会も親和会の方から送金するのはいかがでしょうか。資料に一人当たりの金額が記載されておりますので、親和会の会計担当から義援金として送金することで、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>[意義等なしという声あり]</p> <p>議長 では、会計担当の方、すみませんがよろしくをお願いします。</p> <p>議長 内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p> <p>議長 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p>[終了午前9時55分]</p>
--	--